

資料 2

一般的な手話言語条例の構成案

(前文)、(目的)、(基本理念)、(市の責務)、(市民の役割)、
(事業所の役割)、(施策の推進)、(財政上の措置)

1 前文

(参考条文例) 手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。……

2 目的

(参考条文例) この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び普及促進並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

3 基本理念

(参考条文例) 手話に対する理解及び普及促進並びに手話を使用しやすい環境に環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

4 市の責務

(参考条文例) 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解及び普及促進並びに手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

5 市民の役割

(参考条文例) 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとする。

6 事業所の役割

(参考条文例) 事業所は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備を行うよう努めるものとする。

7 施策の推進

(参考条文例) 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）において、手話に対する理解の促進及び次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話を習得し、聴覚に障がいのある者を支援する人材を養成するための施策
- (3) 手話その他の意思疎通手段による情報の共有の機会を拡充するための施策
- (4) その他この条例の目的を達成するための必要な施策

2 市は、前項の施策を実施するときは、ろう者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

8 財政上の措置

(参考条文例) 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。